

目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 計画改定の背景等

目黒区一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に基づき、区内で発生する一般廃棄物処理について、長期的な視点から区の一般廃棄物に関する施策の方向性を示すものである。現行の一廃計画は、平成28年3月に策定し平成28年度から令和7年度の10年間の計画期間としているが、概ね5年ごとに見直しを行うこととしている。

また、世界的な課題である食品ロスの削減については、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとされている。

さらに、プラスチックの問題については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が令和3年6月に制定され、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。

については、新たな法の制定や社会情勢の変化を踏まえて、一廃計画の改定を行う。

2 計画改定の方針

- (1) 計画改定の基礎資料とするため、令和4年度にごみ排出量や組成分析に係る調査を実施し、その結果を踏まえて、令和5年度に一廃計画を改定する。
- (2) 食品ロス削減推進法の制定を受けて、食品ロス削減の取組について計画改定の中で検討していく。
- (3) プラスチック資源循環促進法の制定を踏まえて、製品プラスチックの再生利用等の取組について計画改定の中で検討していく。
- (4) 目黒区基本構想及び基本計画の方向性を踏まえるとともに、国、東京都のほか東京二十三区清掃一部事務組合などの計画との整合性も考慮しつつ進める。
- (5) 新たな一廃計画に掲げる施策については、SDGsとの関連付けを行う。

3 計画期間

令和6年度から令和15年度の10年間とする。ただし、社会状況の変化等を踏まえ概ね5年程度で見直しを行う。

4 計画改定の進め方

(1) 廃棄物減量等推進審議会への諮問

計画改定については、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正管理に関する条例（平成11年12月目黒区条例第30号）第7条に基づき、目黒区廃棄物減量等推進審議会に基本方針について諮問を行う。

また、必要に応じて同審議会に専門部会を設置して審議する。

(2) 実態調査等

区内の集積所におけるごみ排出量や組成分析に係る調査を実施するとともに、ごみ処理や資源回収に係る区民及び区内事業者の意識調査を行う。

(3) 区民等の意見反映

素案の段階でパブリックコメントを実施し、広く区民等から意見を求めることとする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年	4～5月頃	ごみ計量・組成分析等調査
	7月	廃棄物減量等推進審議会へ基本方針を諮問
	7～8月頃	区民・区内事業者への意識調査
令和5年	5～6月頃	廃棄物減量等推進審議会から答申
	7～8月頃	計画改定素案
	9～10月頃	計画改定素案パブリックコメント
	12～2月頃	計画改定案作成
令和6年	3月	計画改定

以 上